

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成26年
10月3日
(金曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
- 保安林予定森林 (森林整備課) 三
- 保安林指定施業要件の変更 (森林整備課) 三
- 公告
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (三件) (商政課) 四
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出 (商政課) 六
- 山口県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続 (労働政策課) 六
- 公安委告示
犯罪被害者等早期援助団体の指定 八
- 犯罪被害者等早期援助団体の指定の取消し 八
- 警備業法の一部を改正する法律附則第五条の規定による検定合格者審査の実施 九
- 雑報
県報の正誤 (平成二十六年二月十四日山口県告示第五十九号) 一〇



山口県告示第三百二十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十六年十月三日から同月二十三日までの

間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十六年十月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 西日本医療サービス株式会社
住 所 山陽小野田市大字西高泊一三五二番地の二
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 西日本医療サービス株式会社
所在地 山陽小野田市大字西高泊一三五二番地の二
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (kg/時)	工事着手 予 定 年 月 日	工事完成 予 定 年 月 日	使用開始 予 定 年 月 日	使用時間 間隔 時
六七	五〇	平成二六、 一〇、二五	平成二六、 一〇、二六	平成二六、 一〇、二七	断 続 八 時 間 変 動 な し

備考 「六七」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十七号の洗濯業の用に供する洗浄施設をいう。

No. 5 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値	
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)
七	七・五	通 常 最 大	通 常 最 大
〃	八・六	〃	〃
五〇	一〇	〃	〃
六〇	一五	〃	〃
四〇	三	〃	〃
五〇	五	〃	〃
三〇	三	〃	〃
二〇	五	〃	〃
三〇	一〇	〃	〃
六	〇・五	〃	〃
八	一	〃	〃
五	二七五	〃	〃
七	三〇〇	〃	〃

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排水処理施設	種 類		項 目	
	処理後	処理前	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)
〃	七・五	九・三	通 常 最 大	通 常 最 大
〃	八・六	一〇・三	〃	〃
〃	一〇	一五〇	〃	〃
〃	一五	二〇〇	〃	〃
〃	三	八〇	〃	〃
〃	五	一〇〇	〃	〃
〃	三	三〇	〃	〃
〃	五	二〇	〃	〃
〃	一〇	三〇	〃	〃
〃	〇・五	五	〃	〃
〃	一	八	〃	〃
〃	〃	四七四・六	〃	〃
〃	〃	五三五	〃	〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水処理施設	種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	間 隔 時間	使用時間 の一日当たり	概 略 的 変 動 の 要 求	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)
六七	通 常 最 大	通 常 最 大
九・三	〃	〃
一〇・三	〃	〃
一五〇	〃	〃
二〇〇	〃	〃
八〇	〃	〃
一〇〇	〃	〃
二〇	〃	〃
三〇	〃	〃
五	〃	〃
八	〃	〃
六	〃	〃
六・八	〃	〃

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

山口県告示第三百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十六年十月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

山口市阿東蔵目喜字上新手一八九、字長谷二二〇の一、一二〇五、一二〇七、字中新手一二二一、字寄合ヶ迫二二二〇の一、字堤ヶ谷二二三二の一、字わさ田二二三〇、字西河内二二三四の二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。）

一 保安林予定森林の所在場所

萩市大字椿東字唐人山九の一（次の図に示す部分に限る。）、字砂利ヶ谷九の六、字諏訪ヶ谷二四四の一、大字上小川西分字北河内東平二六の一

柳井市柳井字長迫三四四、一三四九の一、一三五〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市大字椿東字唐人山九の一・大字上小川西分字北河内東平二六の一（以上二

筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十六年十月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下関市菊川町大字貴飯字木ヲトシ一〇八の三から一〇八の八まで、字思迫一四一の二、一四一の四、字ヲモサコトヒヶサコ八二二の二から八二二の四まで、八二二の七、八二二の九から八二二の二二まで、八二二の一四から八二二の一六まで、八二二の一八、八二二の二一、八二二の二四、八二二の三三、八二二の三四

岩国市由宇町字笠塚一五四の一、字山の下二六四、三二二の一、三六〇の一、三五六、三六七、字横吹三二四の一、三二四の五、三二四の一三、字寺山四九九の一、字天狗岳五〇〇の一（次の図に示す部分に限る。）、字桑迫六〇一、六二一、六二二の一から六二二の三まで、六二三、六二八の二、六三〇から六三三まで、六三五、字林

石六四八の一から六四八の三まで、六四九の一、六四九の二、六五〇の一、六五〇の二、字貞清六四九、六五三、六五六、六六〇、六六一、六六九の一、六七二の二、六七三の一、六七四の一、六七六の一、六七八、三二四五、三二四七、三二四八の一 周南市大字徳山字ウツヶ谷七七九の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - (二) 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岩国市由宇町字大坪四五二二の一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)



(三四〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十六年十月三日から平成二十七年二月三日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十月三日

山口県知事 村岡 嗣政

四

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ダイキョー下関
所在地 下関市東大和町二丁目二番二二号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所
東京センチュリーリース 東京都千代田区神田練塀町三
株式会社 浅田 俊一
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 おいて小売業を行う者の住所	大規模小売店舗に マックスバリュ西日本株式会社	変 更 前	兵庫東姫路市三左衛門堀東の町一二二一	変 更 後	広島市南区段原南一丁目三番五二号
---	----------------------------	-------------	--------------------	-------------	------------------

届出年月日

平成二十六年八月二十九日

変更年月日

平成二十四年五月二十三日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ダイキョー下関
所在地 下関市東大和町二丁目二番二二号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所
東京センチュリーリース 東京都千代田区神田練塀町三
株式会社 浅田 俊一
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 おいて小売業を行う者の代表者の氏名	大規模小売店舗に マックスバリュ西日本株式会社	変 更 前	岩本 隆雄	変 更 後	加栗 章男
---	----------------------------	-------------	-------	-------------	-------

届出年月日

五 平成二十六年八月二十九日
変更年月日
平成二十六年五月二十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ダイキオン下関
所在地 下関市東大和町二丁目二番二二号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
東京センチュリーリース 東京都千代田区神田練塀町三 浅田 俊一
株式会社

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業者の代表者の氏名	ダイキ株式会社	高橋 宰	小島 正之
変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後

四 届出年月日

平成二十六年八月二十九日

五 変更年月日

平成二十六年五月二十六日

(三四一) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十六年十月三日から平成二十七年二月三日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十月三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ダイキ宇部店
所在地 宇部市明神町二丁目二番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 若林 辰雄
会社

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業者の代表者の氏名	ダイキ株式会社	高橋 宰	小島 正之
変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後

四 届出年月日

平成二十六年八月二十九日

五 変更年月日

平成二十六年五月二十六日

(三四二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十六年十月三日から平成二十七年二月三日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十月三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ホームプラザナフコ小野田店新館
所在地 山陽小野田市日の出二丁目一〇番一〇号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
サンデン交通株式会社 下関市羽山町三番三号 河内 秀夫

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
---------	-------	-------

大規模小売店舗を設置する者の
代表者の氏名

山田 忠平

河内 秀夫

四 届出年月日

平成二十六年九月十日

五 変更年月日

平成二十六年六月二十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームプラザナフコ小野田店新館

所在地 山陽小野田市日の出二丁目一〇番一〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名

サンデン交通株式会社 下関市羽山町三番三号

河内 秀夫

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
大規模小売店舗の名称	ブックセンタージャスト小野田店	ホームプラザナフコ小野田店新館
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	ジャスト商事株式会社	ジャスト商事株式会社
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社ナフコ	株式会社ナフコ
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	深町 勝義	深町 勝義

四 届出年月日

平成二十六年九月十日

五 変更年月日

平成二十六年九月二十三日

(三四三) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年十月三日から平成二十七年二月三日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十月三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームプラザナフコ小野田店新館

所在地 山陽小野田市日の出二丁目一〇番一〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名

サンデン交通株式会社 下関市羽山町三番三号

河内 秀夫

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
大規模小売店舗の名称	株式会社ナフコ	株式会社ナフコ
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社ナフコ	株式会社ナフコ
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	深町 勝義	深町 勝義
大規模小売店舗の営業時間	午前九時三〇分から午後一時まで	午前七時三〇分から午後九時まで
大規模小売店舗の営業時間	午前八時	午後八時三〇分

四 届出年月日

平成二十六年九月十日

五 変更年月日

平成二十六年九月二十三日

(三四四) 山口県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等

山口県労働委員会の第四十五期使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦について必要な推薦資格及び手続等を次のとおり定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により、当該候補者の推薦を求めます。

平成二十六年十月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 推薦者の資格

(一) 使用者委員の候補者を推薦する資格のある使用者団体は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主たる目的であるか、又は業務の主要な部分となっている使用者団体でなければならない。

(二) 労働者委員の候補者を推薦する資格のある労働組合は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条に規定する労働組合であつて、山口県労働委員会の資格審査を受け、適格であることを証明されたものでなければならない。

二 被推薦者の資格

委員の候補者に推薦される者の資格については、特に制限はないが、次のいずれかに該当する者は、委員とすることができない。

(一) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(二) 他の法令により兼職禁止の制限を受ける者

三 推薦手続

(一) 推薦書及び添付書類

委員の候補者を推薦しようとする使用者団体又は労働組合は、推薦書（別記様式）にその候補者の履歴書を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、労働組合にあつては、山口県労働委員会の資格証明書を添えなければならない。

(二) 書類の提出先

山口県商工労働部労働政策課

四 推薦期間

平成二十六年十月十四日（火曜日）から同年十二月十六日（火曜日）まで

五 労働委員会への資格審査申請

(一) 資格審査の申請をしようとする労働組合は、次に掲げる書類（連合体にあつてはこれを組織する組合の関係書類、単一組織の組合にあつては支部の関係書類を含む。）を山口県労働委員会に提出しなければならない。

1 労働組合資格審査申請書

2 組合規約及びこれに準ずる諸規程

3 労働協約、覚書その他附属協定

4 組合役員名簿

5 職制機構図

6 組合の予算書又は決算書

7 大会議案書

8 その他必要と認められる立証資料

(二) 過去において山口県労働委員会の資格審査を受け、適格であることを証明された労働組合であつても、この推薦を行うためには、新たに資格審査を受けなければならない。

(三) 資格審査には日時を要するので、できるだけ早く申請すること。

六 その他

不明の点があるときは、一から四までについては山口県商工労働部労働政策課（電話〇八三一九三三―三二一〇）に、五については山口県労働委員会事務局（電話〇八三一九三三―四四四四）に照会すること。

別記様式

推 薦 書

年 月 日

山口県知事 様

推薦者 主たる事務所
の所在地

名 称

代表者氏名

㊦

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、山口県
労働委員会（使用者委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
所属団体の主たる事務所の所 在地及び名称	
所属団体における地位	
所属団体の構成員数	
加盟上部団体の名称	

添付書類

- 1 候補者の学歴、職歴、組合運動関係及び政党関係を詳細に記入した履歴書
 - 2 労働組合が推薦しようとする場合にあつては、山口県労働委員会の資格証明書
- 注 「所属団体の主たる事務所の所在地及び名称」欄は、候補者の属する全ての所属団体について記入すること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



山口県公安委員会告示第四十四号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、犯罪被害者等早期援助団体を次のとおり指定した。

平成二十六年十月三日

山口県公安委員会

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
一般社団法人山口被害者支援センター
山口市小郡下郷一五六〇の二一
濱本 史明
- 二 援助事業を行う事務所の名称及び所在地
一般社団法人山口被害者支援センター
山口市小郡下郷一五六〇の二一
- 三 援助事業に係る犯罪被害等
法第二条第四項に規定する犯罪被害等
指定年月日
平成二十六年十月一日
- 四 指定年月日
平成二十六年十月一日

山口県公安委員会告示第四十五号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成十四年国家公安委員会規則第一号）第十条第三項の規定により、次のとおり犯罪被害者等早期援助団体の指定を取り消した。

平成二十六年十月三日

山口県公安委員会

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
特定非営利活動法人山口被害者支援センター
山口市小郡下郷一五六〇の二一
濱本 史明
- 二 取消年月日

平成二十六年十月一日

山口県公安委員会告示第四十六号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条の規定により、検定合格者審査を次のとおり実施する。

平成二十六年十月三日

山口県公安委員会

一 審査を行う警備業務の種別及び級並びに審査の定員

(一) 種別及び級

空港保安警備業務（一級）、空港保安警備業務（二級）、施設警備業務（一級）、施設警備業務（二級）、交通誘導警備業務（一級）、交通誘導警備業務（二級）、核燃料物質等危険物運搬警備業務（一級）、核燃料物質等危険物運搬警備業務（二級）、貴重品運搬警備業務（一級）及び貴重品運搬警備業務（二級）

(二) 定員 五十人

二 審査の日時及び場所

日	時	場	所
平成二六、一一、一一	午前九時から正午	山口市滝町一番一号	
		山口県警察本部	

三 審査の対象者

警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「規則」という。）附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条第一項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に合格した者（次のいずれかに該当する者を除く。）

(一) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して一年以上である警備員

(二) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に係る旧規則第十二条第一項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して一年以上である者（一）に掲げる者を除く。）

四 審査の方法

学科試験及び実技試験により行うものとする。

五 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十六年十月二十日（月曜日）から同月二十四日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

六 審査申請書の提出先

(一) 山口県公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者
山口県内の最寄りの警察署

(二) 山口県公安委員会以外の公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者
山口県内の住所地を管轄する警察署又はその者が警備員である場合におけるその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

七 提出書類

(一) 審査申請書（規則附則別記様式によること。）
(二) 添付書類

1 六の(二)に該当する者については、山口県内の住所地を疎明する書面又は山口県内の営業所に属することを疎明する書面

2 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）

3 旧規則第八条の合格証の写し

八 審査手数料

四千七百円に相当する山口県収入証紙を審査申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 その他

(一) 審査申請書は、審査申請書を提出することとなる警察署に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部生活安全全部生活環境課（電話〇八三一九三三〇一〇）にすること。

平成二十六年十月三日印刷
 平成二十六年十月三日発行

発行人所

山口県知事

三	ページ
下	段
三	行
務	誤
務	正

正誤
 平成二十六年二月十四日山口県告示第五十九号（県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定業務の種類等）

